

第 4 回

食料・農業・農村政策審議会

基本法検証部会

農林水産省大臣官房政策課

第 4 回

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会

日時：令和 4 年11月25日（金）13：29～15：31

会場：農林水産省 7 階講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について

（有識者ヒアリング）

テーマ：人口減少下における担い手の確保）

3. 閉 会

【配布資料一覧】

- | | |
|------|--|
| 資料 1 | 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会委員名簿 |
| 資料 2 | 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会（第 4 回）ヒアリング者一覧 |
| 資料 3 | 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化
（人口減少下における担い手の確保） |
| 資料 4 | 中央大学経済学部 江川章様資料 |
| 資料 5 | 株式会社穂海耕研 丸田洋様資料 |
| 参考資料 | 食料・農業・農村基本法 |

午後 1 時 2 9 分 開会

○政策課長 定刻となりましたので、ただいまから第 4 回食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日は御多忙中にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。本日は磯崎委員、寺川委員、二村委員、堀切委員、真砂委員、吉高委員が所用により御欠席ということになっております。また、井上委員は少し遅れて参加されます。現時点で本審議会委員の出席者は 13 名でありまして、食料・農業・農村政策審議会令第 8 条第 1 項及び第 3 項の規定による定足数であります 3 分の 1 以上をそれぞれ満たしていることを御報告いたします。

本日の審議会は公開とし、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上で公開いたします。委員の皆様には公表する前に内容を御確認いただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、開会に際しまして、野中農林水産副大臣から御挨拶をお願いいたします。

○農林水産副大臣 農林水産副大臣の野中でございます。本日も私のほかに勝俣副大臣、角田政務官、藤木政務官と共に皆様方の御意見を拝聴させていただきたいと思っております。大臣の方は予算委員会で出席をできないということをまず申し上げたいというふうに思っております。

重ねて、第 4 回の食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会ということで、皆様方にお時間を作っていただきましてありがとうございます。私どもが諮問をさせていただいて、その過程の議論を政務がこういうふうに拝聴させていただくというのは、今までにとっては非常に珍しいケースであります。やはりこの 20 年ぶりの改正というのは非常に重要なものであるということで、是非我々も可能な限り出席をさせていただいて、それぞれ有識者の方々の意見を拝聴したいという思いがあるということを御承知いただきたいと思います。ふうに思っております。

本日のテーマは人口減少下における担い手の確保ということで、我が国が直面する課題であります。先月、私も OECD 農業大臣会合に行っていました。人口が減少する、そして担い手をどうやって確保するかという、この国の課題。そして、世界全般に目を向けますと、これから人口が増えていって 100 億人の命をどう養っていくか、その世界の中の一つの国としての役割等について、私も意見を申し上げたところであります。

本日のテーマに沿って、中央大学経済学部准教授の江川章様、そして株式会社穂海耕研

代表取締役の丸田洋様のお二人のお話を伺うということであります。是非その後、皆様方の意見をお聞かせいただきたいというふうに思っております。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○政策課長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行は中嶋部会長にお願いいたします。

○中嶋部会長 こんにちは、中嶋でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

ただいま御紹介ありましたように、第4回目の開催ということになります。前回とは異なるテーマに関しての有識者ヒアリングということでございますので、また様々な御意見を頂戴できればと思っております。

本日の審議会は15時30分まで開催いたします。

まず、2名の方からヒアリングを行いたいと考えておりますが、先ほども御紹介ありましたとおり、中央大学経済学部准教授の江川章様でございます。江川様からは農業経済学、農業経営学の御専門のお立場から、日本の農業の構造変化と課題について御説明をお願いしております。

続きまして、株式会社穂海耕研代表取締役の丸田洋様でございます。丸田様からは農場運営コンサルティングに携わるお立場から、規模拡大に伴う農業経営の課題について御説明をお願いしております。

お二人からの御説明に先立ちまして、事務局から背景説明として人口減少下における担い手の確保をキーワードに、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化について御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○総括審議官 総括審議官の杉中でございます。資料3に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、資料の3ページを御覧いただきたいと思いますけれども、現行基本法における担い手の位置付けでございます。現行基本法上は、担い手は、農地や農業用水その他の農業資源とともに持続的な発展に必要な基盤ということで、これらが適切に組み合わされた状態が望ましい農業構造というふうに規定しております。

その望ましい農業構造とは、効率的かつ安定的な農業経営が、農業生産の相当部分を担うというふうに定義されています。

その農業構造を作る担い手でございますけれども、第22条では、専ら農業を営む者ということで個人事業主としての家族経営体ということに大半が記述を割かれておりまして、

法人については、法人化を推進するという記述にとどまっております。

また、同じく人材の育成ということで新規就農の必要性等についても規定されているところでございます。

この現行基本法で規定された当時の状況でございますけれども、当時既に65歳以上の農業者が4割以上になっておりまして、昭和一桁代のリタイアが進むという中で、農業基本法上は、全ての農業者が他産業並みの所得を確保するということを目標としているんですけれども、そこから転換して、競争力のある、いわゆる効率的かつ安定的な農業経営を育成していくということを明確に位置付けたというふうに考えております。

その効率的かつ安定的な農業経営につきましては、当時の実態を反映して専業農家を中心とする個人事業主を想定をしており、法人化については、まずこれを推進していくという規定にとどまっております。

また、高齢農業者のリタイアによる労働力不足については、新規就農と青年としては45歳未満の就農というのを中心に想定していたというふうに考えております。

4 ページは、担い手を育成するための施策の体系、その推移について説明します。詳細な説明は避けさせていただきますけれども、基本的な施策としては、担い手を育成すると。農業経営基盤強化促進法を中心とする担い手の育成、そうした人たちに農地を集約する農地利用集積、新規就農を始めとする人材育成、地域の担い手としての集落営農、その他の生産組織の確保、促進といった施策を随時展開をしてまいりました。

5 ページでございますけれども、現行の基本計画における農業構造の展望ということで、効率的かつ安定的な経営体として、担い手を中心としつつ、その他の様々な経営体が連携していくということを説明をしております。

6 ページは認定農業者数の推移でございますけれども、基本法ができた1999年以降、2010年ぐらいまではずっと増加しておりますけれども、それ以降は横ばい、若しくは微減となっております。ただ、農業者全体の数に比べると一定数を維持していて、農業経営についてこの認定農業者というのが果たしてきた役割というのはかなり大きいものというふうに考えております。

7 ページでございますけれども、この担い手への農地集積、8割を目標としているんですけれども、現在は約6割と。また、面積的には集約できても経営耕地が分散していると、そういったことが課題とされています。

次に8 ページ以降が、基本法制定以降の情勢変化でございます。

9 ページを御覧ください。基本法制定以降の農業構造の推移ですけれども、1999年以降、まず個人経営体のうち主業経営体、これ48万いたのが2020年には20万ということで、5割以下に減少しております。また、同じように販売農家についても半分以下に減少しております。一方、法人については当初の想定どおり増加をしているという状況でございます。

10 ページは基幹的農業従事者数の推移ですけれども、2000年から20年間で240万人から136万人、直近では123万人ということで、減少幅も増えつつ急速に減少しています。また、その中身についても、1960年代に20代であった世帯というのが現行の一番のピークということで、70歳以上が一番大きいという状況になっています。

将来の展望ですけれども、11ページでございまして、これが現行の基幹的農業従事者の年齢構成ですけれども、60代、70代が一番多いということで、20年後を考えますと、そのときに現役で支えるというのは現行の50歳代以下ということ想定すると、これが約25万人ということで、現在の約2割の人たちで支えていくということになっていくと考えております。

12ページは基幹的農業従事者の年齢構成の主たる農業を種別に分類したものです。特に稲作と果樹については高齢化が進展しているということでございますけれども、比較的若いと思われる酪農につきましても、60代以降が5割以上占めておりまして、やはり高齢者の退出、受け皿ということが非常に重要な政策課題となっていると考えています。

次に13ページでございまして、それではこういった退出していった人たちの農地というのがどういう形で受け皿になっているかということでございます。右側を見ていただきたいと思いますけれども、2010年から2015年、あと2015年から2020年についての経営耕地規模別の経営体の変化率というのを示したものでございます。2020年段階で10ヘクタール以下につきましては減少に転じている。一方、10ヘクタール以上は増加に転じており、特に20ヘクタール以上というのが増加に転じているということで、こういった零細な、比較的規模の小さい退出者の農地を、規模の大きい経営体が受け皿となって集約していると。更に、10ヘクタール以上の内訳を左側の下側の点線の中にあるグラフに書いてあるんですけれども、20ヘクタール以上については法人の割合が大きい。特に30ヘクタール以上については2020年には6割が法人経営となっておりますので、相当部分をいわゆる農業法人が受け皿となって支えているという構造が見えてくると思っています。

同じような分析を何枚かやりますけれども、14ページは販売農家の減少と農地の流動

化の関係ということで、この赤い点線で囲んである、稲作が中心だと思うんですけども、販売農家が減少しているところは借地率が大きいということで、そうした減少しているところが借地によって集約化しています。

その集約の受け皿でございますが、15ページを御覧ください。ここにつきましても販売農家が減少しているというところで、二つのグループがあると思うんですけども、赤い丸、これはいわゆる集落営農が多い地域でございます。まずはこういった稲作の多い県につきましてはこういうところが受け皿となっています。それ以外のところについては、農業法人とその他の組織が受け皿となって、比較的経営規模の大きいところが受け皿となっていることが見ていただけたと思います。

16ページは、経営体の内訳を主たる経営形態別に書いたものです。特に稲作と果樹については準主業、副業が多いことが見ていただけたと思います。

次に17ページでございますけれども、販売額別の増減ですけれども、既に2005年から2020年の中では5,000万円以下の農業経営体というのが減少に転じておりまして、5,000万円以上が増加していると。特に1億円以上、5億円以上の増加率が高く、非常に大規模な経営をしているものが増えています。5億円以上の内訳を見ますと、その95.6%がいわゆる法人経営でございます。そういう意味で、非常に規模の大きい法人経営というものが増加をして、減少している部分を支えているというふうに推測しています。

18ページは、個人・法人シェアをまとめたものでございますけれども、経営体数は2005年以降、大幅に減少しております。その中で法人経営というのは徐々に増えているということでございますけれども、経営耕地面積と農産物販売金額では、2020年には全体の経営体数としては3.6%の法人が、面積では23.4%、販売金額では37.9%を占めている。恐らくこの傾向は今後とも続くと考えております。

19ページは法人の内訳、20ページには法人その他の団体経営に就業している人の年齢構成ということで、先ほどの基幹的農業従事者と比べた場合、法人の就業者というのはかなり若い年齢が多いということが見てとれるというふうに思います。

21ページ、22ページには個別の事例として、21ページは法人を中心とする規模の比較的大きい農業経営体が地域の信頼を得て受け皿となっている資料です。22ページは非常に少ない担い手で生産基盤を維持していくために効率的な経営を行っている事例を紹介させていただきます。

次に、23ページ以降でございます。今まで農業法人というものが規模拡大をしていて、

退出する農業経営の受け皿となっているという説明をさせていただきましたけれども、農業法人の経営実態について多少分析をさせていただきます。

まず24ページ、いわゆる法人経営と個人経営の比較でございます。法人につきましては、資金調達や雇用労働力の確保、経営継承という面でメリットが多い仕組みでございますけれども、一方で、家計と経営というのが明確に分離しておりますので、やはり債務超過にならないようにする必要があるということで、より厳格な経営管理が求められます。また、個人につきましては、特に事業の継承というところで信用が一旦途絶えてしまいますので、その点での経営の持続性というのが大きな課題になっているということでございます。

25ページでございます。法人の財務基盤に関する分析で、これは他産業と主たる農業の品目別の経営の実態を比較したものでございます。まず左上のグラフですけれども、損益分岐点比率、売上げに対する経費の割合ということでございますけれども、他産業と比べた場合、農業についてはほぼ全ての品目で損益分岐点比率が大きいと。これは要するに売上げに対する経費比率が非常に高いということです。また、左下にある借入金の依存度も、ほかの中小企業他産業と比べた場合、概して借入金依存度が大きいと。右上のグラフでは自己資本比率、これは借金以外の資本でございますけれども、その比率も他産業に比べると非常に低いということ。また、事業を継続するBCP、これについても策定状況というのは遅れているという状況です。これを概して言いますと、もともと損益分岐点比率が高いので、経費が上がったときには赤字になりやすく、赤字になった場合には、もともと借入依存度が大きくて自己資本が低いので、その少ない自己資本を食い潰していくと倒産するということになると、非常に経営的に脆弱な構造というのが見えてくるというように思います。

26ページは、正にコストが上がって損益分岐点比率が移動するという、赤字になりやすい状況というのがコロナ禍で起こったわけでございますけれども、その状況にてどういう影響があったかということを説明させていただきます。経営の見通しについては、43.8%がマイナスの影響があると。資金繰りも非常に苦しいという状況の中で、経費が増えて経営が苦しくなっているという状況とともに、実際の野菜作の農業法人については倒産も増えているということです。これは、正に食料安保上のリスクが農業法人の経営のリスクに直結しているということでございますので、農業生産の安定化というためには、法人については経営基盤を強化していくということが重要な課題であるというふうに考え

ています。

次に27ページですけれども、法人のほかの課題でございますけれども、労働力確保ということが一番大きな課題として掲げられております。

28ページは農業就業者全体の構造でございますけれども、農業法人というのはいわゆる雇用者をたくさん抱えておりますので、農業就業者全体が減っていく中で、雇用労働は増加傾向にあるということで、農業の労働につきましては、こういった雇用者の増加が全体の農業生産を支えているということが見てとれると思います。

次、29ページでございます。労働力の雇用の実態ですけれども、2009年以前は全体の産業の有効求人倍率の中で農業は低かったんです。それ以降は農業の方が有効求人倍率が高いという状況になっています。そういう意味では、人手不足状態が他産業と比べても農業は大きいという状況でございます。

そういう意味では雇用というのが大きな課題になっているわけでございますけれども、30ページ以降は他産業との雇用環境の比較でございます。労働基準法については農業は全て適用除外になっています。また、労働保険につきまして、法人は適用ですけれども、それ以外の5人未満の個人事業主については適用除外になっていて、社会保険については、個人は任意加入になっているというところで、他産業に比べた場合は非常に規制が緩いということが捉えられると。

次、31ページでございますけれども、そういった状況が農業の労働環境に対するイメージで、就農前と就農後の比較をしております。特に就農前につきましては、収入が低い、収入が不安定といった労働環境の悪さを、外からのイメージとして持たれているということが言えるというふうに思います。

32ページは就農した後に就農を継続するか、転職をするかという希望者の比較をとったものでございます。これも一概に分析するのは難しいんですけれども、転職希望の中では左下の雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険というところが充実していないというところが転職の希望の大きな要因になっているというようです。あと、これは環境ではないんですが、経営者の人柄みたいなものが雇用継続を希望する大きな要因となっているということが言えると思います。

次に33ページ、34ページでございます。これまた他産業との環境の比較でございます。33ページは労働時間、休日でございますけれども、特に平均的な1週間の労働時間という中で40時間超えというのが農業で非常に多いと、また、休日についてはいわゆる週当

たり所定休日につきまして、週休2日制を取っているところが非常に少ないというようなことがある一方、有給休暇の方については農業の方が取りやすいという意見も多いということです。

また、34ページの割増賃金、これは他産業は満額払いが義務付けられているわけですが、けれども、農業については法人系でも6割程度と、個人経営では4割程度しか払っていないと。社会保険につきましては、他産業は労基法に基づき強制加入でございますけれども、個人について非常に低いということを見てとれます。以上を考えると、こういった雇用労働の確保という中で、労働環境をどうするかということが一つ大きな課題になってくるのではないかというふうに思います。

次に36ページ以降、外国人労働者についても簡単に説明をさせていただきます。36ページは、いわゆる外国人労働者の推移です。一貫して外国人労働者が増えてきたわけでございますけれども、コロナ禍において横ばいと。今後急速に円安等も進んでおりますので、今後外国人労働者がどうなっていくのかということについては注意が必要かというふうに考えております。

その中で、こういった外国人労働者を確保するということが重要なのが、外国人労働者の処遇でございます。37ページは外国人労働者の特定技能制度、技能実習制度の勉強会です。これ法務大臣の下で行われておりますけれども、その中でも一部の実習生に対する長時間労働、賃金不払といったような労働関係法令違反であるとか、人権侵害、失踪が多いといった問題を指摘されまして、そういう中で外国人、特に技能実習制度等につきましてはどうしていくかというところの議論が行われているところでございます。

また、38ページはこういったビジネスと人権と、これ国際的にも大きな課題となっておりますけれども、「OECD多国籍企業行動指針」の中で、人権に関するデュー・ディリジェンスを設定していくということが追加されておきまして、日本におきましても、経済産業省が中心となって「ビジネスと人権に関する行動計画」というのが策定をされました。今後、ビジネスと人権、デュー・ディリジェンスについて農業分野でも検討していくということが求められていくというふうに考えておりますので、この外国人実習生についてもこういった人権、あと労働環境というのが重要な課題になっています。

次に40ページ以降ですけれども、特に個人の経営体について事業承継が大きな課題になっているという説明をさせていただきました。40ページにつきましては、過去出した資料でございますけれども、5年以内に後継者がいるという事業者が約4分の1程度、非

常に低いということで、事業承継というのが大きな課題になっているというふうに言えます。

次に41ページでございますけれども、そういった中で事業承継を行うという環境はより難しくなっておりまして、特に生産年齢人口というのが今後2050年までに約2,000万人以上減少するという中で、若い現役の労働力、後継者というのを確保していくというのがかなり厳しい、他産業との若年労働者層の奪い合いになるということになるだろうというふうに考えております。

42ページは新規就農者の推移でございます。新規就農者は2007年以降、微減傾向にあります。その中でも40代以下の動向、実は比較的安定をしております。約2万人前後で推移しておりますが、全体としての数が減りますので、この層は将来増えるということはかなり期待できないというところで、若年層以外の多様な層の確保というのを考えなければならぬというふうに考えております。

その中で1点御紹介をさせていただきたいのが43ページでございます。これは2015年の基幹的農業従事者の年齢構成を2020年と比較したものです。この青い線が2015年で、これがそのまま横滑りをすると点数のラインに来るということで、実際は70代以降については実際よりも大幅に減少しているということがありますけれども、55歳から69歳のところについては、黄色い線が点線より左側に来ておりますので、実際の人口動態よりも若干多いということで、これはいわゆる定年帰農という人たちが入ってきているということかというふうに思います。そういう意味では、この44ページに書いていますように、定年帰農を含めた高齢者などを活用していく、他産業からの参入を促進する、あと農業法人を活用して一度そこに就業して、そこから独立するといった様々な方法をもって事業承継をしていくということが必要かというふうに考えております。

以上を踏まえた論点のまとめで46ページを御覧いただきたいと思います。まずポイントにつきましては、今後20年、高齢者層がリタイアしてきますので、基幹的農業従事者というのは現在の4分の1程度まで激減していくという可能性が非常に高いと。そういう中で、認定農業者数というのは全体の基幹的農業従事者の減少に比べると一定数を保っておりますので、こういった効率的・安定的な農業経営を目指す認定農業者というのは農業生産基盤の維持、食料供給に重要な役割を果たしてきているというふうに考えております。

今後、法人経営が離農する経営体の農地の受け皿として、また農業経営の多角化・複合化、食品産業との連携といったものに取り組みやすい特徴を生かして、食料生産、安定供

給により重要な役割を果たしていくということが求められます。

一方、先ほど分析をしています農業法人につきましては、財務、収益性等の経営基盤に大きな課題があり、雇用労働力の確保というのが大きな課題となっております。

また、その中で農業分野で活躍する外国人労働者というのが増加しておりますが、その安定的な確保というためには、様々な面での環境整備が必要になってきます。

また、個人経営につきましては生産年齢人口そのものが減少していく中で、若い農業者を確保するというのはより難しくなっていきます。

こういう状況を踏まえまして、以下のようなことが論点になるのではと考えられます。

まず、稲作、施設園芸、畜産等、特性に違いがあるので、こういった特性を踏まえつつ、離農していく経営体の農地、また経営そのものの受け皿を確保することが求められております。まず、引き続き一定の農業生産を担う地域農業に欠かせない個人経営の経営発展を支援する必要がある。あと、今後農業生産におけるウェイトが高まることが見込まれる農業法人については、今、基本法は「法人化の推進」としか書かれておりませんので、その果たすべき役割を明確にしつつ、経営発展を支援していくと。そのためには、まず法人については経営基盤を強化していくということをしっかり取り組んでいくと。また、外国人労働者を含めた雇用労働力の確保ということが非常に重要でございますので、こういった雇用労働力の労働環境の整備や地域内外での労働力の調整の在り方ということを検討していく必要があるのではと考えます。

また、個人事業主につきましては、経営継承に当たって対外的な契約等の関係がリセットされる、持続性についての課題を抱えておりますので、後継者、新規就農者を確保することが一番重要な課題と考えています。そういう意味で、多様な手法で多様な人材の就農を促していくと。また、経営継承する者の確保や円滑な経営承継のための方策を検討するということが重要と考えております。早足になりましたが、以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは続きまして、有識者ヒアリングに移りたいと存じます。まずは江川様、よろしくお願いいたします。

○江川氏 御紹介いただきました中央大学の江川でございます。私の報告は、農林業センサスを使いまして、日本農業の構造変化と課題について報告したいと思います。報告の身に先ほどの御報告と一部重なる部分がございますけれども、その点は御容赦ください。

センサス分析には数多くの先行研究がございます。これら先行研究では近年の日本の農業構造の特徴として、農業労働力の高齢化といった農業の脆弱化の局面と、借入耕地面積

率の上昇といった構造再編の局面が地域差を伴いながら現れていることが指摘されています。

その点で、日本の農業の今後の方向性として二つ見ることはできないかと思います。一つは、こういった地域差が解消して日本の農業が総体として構造再編に向かうというものであり、もう一つは地域差が拡大して構造再編地域と農業が脆弱化する地域の二極化が進むのかというものです。どちらの方向に行くかをみるポイントは、離農によって供給される農地の受け手、すなわち大規模経営体の存在の有無にあるということが指摘できます。

したがって、このような論点を踏まえまして、私の報告内容は以前書いた論文をベースにしておりますけれども、農林業センサスを用いて日本の農業の構造変化について報告をしたいと思います。ここで農業経営体と農地の動向を中心に分析し、特に大規模経営体の役割や寄与について考えています。

まず、5 ページに、日本の農業構造がどのような変動をしているかということを見るための図を設けました。これは横軸に農業経営体の増減率、縦軸に経営耕地面積の増減率をとっています。いわゆる担い手と農地の変化を示したものです。増減率は2010年から2015年と、2015年から2020年の変化を示しており、2010年から2015年の変化は黒い丸、2015年から2020年の変化は三角で表し、農業地域ブロック別の動きを見ています。

この図から、農業経営体と経営耕地面積はいずれも減少傾向にあるわけですから、農業は縮小局面にあるということが言えます。その中で、農業経営体の動向ではマイナスですから、担い手がいなくなって農地が供給されるという局面、すなわち農地の出し手を見ることができます。一方、経営耕地面積は受け手がいれば基本的に減少しませんので、この動向を見れば間接的に農地の受け手がいるかどうかをチェックすることができます。この図はすべての農業地域ブロックにおいて農業経営体の減少ほど経営耕地面積は減少していないこと、青いカラーの部分にあることを示しています。ということは、農業は縮小局面にあるけれども、出された農地を受ける何らかの受け手がいて、それが経営耕地面積の減少を防いでいるということがいえます。すなわち、農業縮小局面の中でも構造再編が進んでいるのです。

ただし、その内容は農業地域ブロック別に差があります。四国や山陽のように構造が脆弱化する方向に近づくような地域もあれば、北陸や北海道のように構造再編が進んでいる地域もありますので、地域差がかなり拡大していることが分かります。

こうした全体の動きを踏まえまして、農業経営体と農家の動向を見ていきたいと思います。7ページの団体経営体を見ると、増加傾向にあります。しかも、団体経営体の法人化率が上昇しており、2020年には80%に達しています。団体経営体の法人形態では株式会社と農事組合法人がほとんどを占めますが、農業組合法人の割合が高い北陸や山陰、山陽といった地域は稲作を主部門にしている農業経営体が多いという特徴があります。

一方、個人経営体は減少傾向にあり、その減少率が高まっています。そこで、個人経営体のほとんどを占める農家の変動について、8ページで見ていきたいと思います。

ここには農家と土地持ち非農家の推移を2005年から示しています。その変動パターンとして、2005年から2010年の変化であるAを見ると、販売農家が減少する一方で自給的農家と土地持ち非農家が増えています。ところが、2010年以降はAではなくてBという変化が見えるようになりました。すなわち、販売農家が減少するとともに自給的農家も減少し、土地持ち非農家が増えるという動きです。ここには自給的農家を經由しない急速な農家の落層化が出てきています。大量の離農農家が出てきて、その農地も出されるということが近年の特徴だと言えます。

9ページ目には、こうした動きを農業地域ブロック別に示しています。全地域ブロックで販売農家の減少と自給的農家の減少というのが見られますので、各地域で急速な農家の落層化が進行しているわけです。更に、この規模縮小パターンに異変が生じており、販売農家と自給的農家の減少に加えて、土地持ち非農家も減少するという動きが一部の地域ブロックで見られます。これは販売農家、自給的農家、土地持ち非農家が当該地域から一挙にいなくなることなので、不在村化を示しているのではないのでしょうかと。

このように離農農家が大量に発生した場合、多くの農地が供給されますが、それを受ける大規模経営体について触れておきたいと思います。

11ページには大規模経営体の形成を見るために、経営耕地面積の動向を示しています。経営耕地面積は減少傾向にあり、しかもその減少度合は加速しています。一方、借入耕地面積は増加傾向にあり、その面積割合は2020年では4割弱まで高まってきました。こうした借入耕地による規模拡大で1経営体当たりの経営面積は増加しており、北海道では2020年で30ヘクタールというEUに比肩するレベル、都府県では2ヘクタールを超える水準になりました。

このような借入耕地の動向を農業地域ブロック別に見たのが12ページです。ここでは借入耕地面積の割合を示しており、全地域ブロックでその割合が上昇しています。特に北

陸や東海といった、もともと借地率が高かった地域では、2020年で50%を超えるという高い水準を示しています。更に借入耕地面積をストックとして見た場合の増加寄与率をみると、図表は省略していますが、北海道、東北、北関東、北陸といった地域で高く、これらの地域では大量の農地が出し手から出されて、それが借入耕地として利用されていることが分かります。総じて東日本でこうした農地の貸借が盛んになっていると言えます。

続いて13ページ目をご覧ください。先ほどの御報告と重なる部分でございますが、借入耕地によって規模拡大した大規模経営体がどのように成長しているかという点で、ファームサイズとして経営耕地面積規模別の農業経営体の増減を示しています。先ほどの御報告にありましたように、北海道では100ヘクタール以上、都府県では10ヘクタール以上が増加をしていることが分かります。

更に14ページには、ビジネスサイズとして販売金額規模別の農業経営体の増減を示しています。北海道では5,000万円以上、都府県では3,000万円以上が増加しています。中でも北海道では5,000万円以上の比率が2020年は17.5%となっており、販売金額規模で見ても大規模経営体のシェアが高まっているということが分かると思います。

続いて、15ページには北海道では100ヘクタール以上、都府県では10ヘクタール以上の大規模経営体の農業経営体ベースと経営耕地面積ベースでみたシェアを示しています。農業経営体ベースでは数%しかありませんが、経営耕地面積ベースでは10%から40%台へと大きく跳ね上がります。特に東北や北陸、東海における大規模経営体の面積ベースのシェアは40%前後と非常に高くなっています。それに対して四国では、農業経営体ベース、経営耕地面積ベースともシェアが低く、大規模経営体の形成が進んでいません。

このような大規模経営体がどのような方法で形成されたかということを16ページに示しています。これは縦軸に①10ヘクタール以上の農業経営体の農地集積率、横軸に②借入耕地面積割合を都府県別に示しており、両者の間には相関関係が見られます。すなわち、大規模経営体の農地集積率の高さと借入耕地の進展が関係しているということです。その点では、このレジュメに書いております①・②ともに高い地域として富山、福井、石川、滋賀、佐賀などが挙げられ、一方、①・②とも低い地域として東京、神奈川、大阪、和歌山、四国各県が挙げられます。大規模経営体の農地集積では北陸を中心とした地域での進展と、都市的地域や四国での停滞という対照的な姿が現れています。

続きまして17ページには大規模経営体の形成が農地資源の保全にどれだけ貢献しているかということを見るための図を示しています。こちらは横軸に10ヘクタール以上の農

業経営体における2015年から2020年の農地集積率変化を示しています。縦軸は経営耕地面積の2015年から2020年の増減率をとっています。これを見ますと、10ヘクタール以上の農業経営体の農地集積率変化と経営耕地面積の増減率には相関関係は見られません。しかしながら、大規模経営体の農地集積率の上昇幅が大きい富山や宮城、山形、滋賀などでは経営耕地面積の減少率が低いことが分かります。すなわち大規模経営体が農地を借り入れて経営耕地面積の減少を防いでいる可能性があるということです。それに対して四国や東京、大阪、神奈川といった都市的地域では、農地集積による大規模経営体が伸長していませんので、経営耕地面積の減少率が高くなっています。

以上を踏まえまして、19、20ページで結論と課題について述べていきたいと思います。

結論の1点目として農業は全体として縮小局面にありますけれども、その中で構造再編が進行していることです。ただし、構造再編が大きく進行している北海道や東北、北陸、東海などの地域と、再編がなかなか進まない山陽、四国といった地域に二極化しています。その点では、構造再編の地域差が地域間格差として、東高西低となって現れているのではないのでしょうか。

2点目は、農業経営体では個人経営体の減少と団体経営体の増加という動きがみられます。個人経営体では農家の規模縮小過程における異変があると指摘しましたが、農家の急速な落層化が進んでいます。それに対して団体経営体は増加傾向にあって、法人化も進展しています。

そこで、3点目として団体経営体は大規模経営体として成長しており、農地の利用集積を進めていることが指摘できます。北海道では100ヘクタール、都府県では10ヘクタールが分解基軸となっており、こういった大規模経営体の形成が農地減少の歯止めとなる可能性を有しています。

以上を踏まえて、最後に課題について述べておきたいと思います。

まず、大規模経営体の役割が大きいということを指摘しましたがその成長を支えることが必要ではないかということです。農地集積もそうですし、財務や人材面の経営体質の強化を図る支援を、どのようにするかが課題です。

一方、大規模経営体の育成が困難な地域もあるわけですから、そこへの対策も行う必要があります。特に中山間地域や都市的地域における農業振興方策をどのように実施するかということが2点目の課題です。

更に3つ目、4つ目の課題は、研究上の課題ですけれども、今回は農地と担い手につい

て焦点を当てましたので、労働力や後継者については十分分析はしておりません。その点では人材の確保・育成の検討も今後進めていかなければいけませんし、あと正確な農業構造を見るためには、地域の実情を踏まえないといけませんから、ケーススタディも踏まえて農業構造を展望していきたいと思っております。

報告は以上でございます。御清聴ありがとうございました。

○中嶋部会長 江川様、ありがとうございました。

それでは、続きまして丸田様、よろしくお願いいたします。

○丸田氏 株式会社穂海耕研の丸田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、私の方から人口減少下における担い手確保についてということで少しお話をさせていただきたいと思います。

まず初めに、少し自己紹介をさせていただきたいと思います。今、穂海耕研というところでコンサルティングの立場という形で本日、お話をさせていただくお時間を頂いておりますが、実は農業者でもありまして、平成17年に農外からの新規参入というところで現在に至っております。

次、お願いします。我々、今どんなところで耕作しているかというところですが、今、いろんなお話があった北陸、その中でも新潟県の随分南よりの新潟県上越市板倉区というところで水稻の生産法人を営みつつ、そこで得られた様々な知見を、今後大規模になれる水稻を中心とした生産者の皆様にお伝えするというような形でのコンサルティング業務を行っているという形になります。

次、お願いします。我々、どんなところなのかというところをざっくり、コンサルという立場なのにこんな農業のところをお話しするのは少し大変恐縮なんですけど、どんなところかというところを少しイメージ持っていただきたくて、こんな写真も持ってきております。これ新潟県、南から北を見ているところでして、左の上の方に見える山、米山と申しますが、その北の方100キロほどが新潟市になります。

次、お願いします。反対側を見ていただくと、非常に眺めのいい写真になっておりますが、これ北側から南側を見ておりまして、山々が見える一番左側が黒姫山、その次が妙高、火打、焼山というような形で、非常に水に恵まれている地域になります。ただ、このように段々の田んぼが非常に多く、いわゆる中山間地と言われているところでの耕作をしているという形になります。ですので、非常に耕作条件の厳しいところでの経験と、正に人がいないというところの、そういった経験も踏まえた中で本日、お話をさせていただきたい

というふうに思います。

次、お願いします。会社の概要ですが、先ほども申し上げましたが、生産者としての顔もございますので、まず一番最初に農地所有適格法人である有限会社穂海農耕というところの少し御紹介です。今、経営面積が182町歩、今年の令和4年産で耕作をしています。平成17年に就農して、ちょうど10年で100町歩、農外から参入して10年で100町歩まで規模拡大をさせ、ようやく令和4年では180町歩まで増えております。今、現状で来年もまた10ヘクタールほどのお話等々を頂いておりますので、正に今、お話があったような規模拡大、集積と集約が進みつつ規模拡大をしていると、そんなようなバックグラウンドがあるということがお分かりいただけるかと思います。

次、お願いします。そして、生産者だけではなくて、我々お米を集荷して販売しているということもありますので、その販売者としての立場として、株式会社穂海というのもございます。

次、お願いします。本日の立場である穂海耕研というところの立場になりますが、こちらの方の会社が去年、実は作ったばかりでして、今、全国で15件ほどの方々にコンサルティング業務を行っているという形になります。

次、お願いします。では、何でこんな生産者がこういうコンサルティングのような事業をしているかというところになりますが、我々穂海農耕というところ、いわゆる生産現場から生まれるものが二つあると考えています。一つは農産物、これは当然のことですが、もう一つは耕作をするというその行為そのものから様々な知見やノウハウが生まれてくるというふうに考えています。農産物をマネタイズする機能として株式会社穂海、様々な知見やノウハウを農業者の皆様にお伝えしつつマネタイズするという機能が株式会社穂海耕研という、「つくる」、「つなぐ」、「つたえる」というこの三つの柱でグループ全体を経営しております。

次、お願いします。我々穂海グループとしては、穂海農耕という生産法人182町歩だけではなく、福島県の新地町に我々は経営参画していて、「グラン・ファーム」という農場、そして自社の子会社である「あぢすき」という農場が山口県山口市の方にございます。ですので、単体としては182町歩ほどになりますが、グループ全体と合わせては300町歩ほどの経営に携わっているというような形になってまいります。

次、お願いします。それで、本日の本題になります。今ほども大規模という言葉でお話がありましたが、今後も様々な農場の方々が農地が集まり大規模化が進むという形になっ

てくる、これは先ほどのお話からも江川先生のお話からも明確であるというふうに考えています。実は我々が経験したこと、そして今、全国の様々な農場の方々とお話をさせていただいていると、経営規模によって必要とされるスキルというものが変わってまいります。一言に大規模といっても、200町歩の方々と50町歩の方々では、その時点における必要とされるスキルが変わってくるということです。

どの規模においても非常に重要になるのが一番根底にある技術力になります。これは例えばお米であれば、それをどうやって作るのか。上手に作ることができるのか。おいしいものを作ることができるのか。量をたくさん採れるのか。そういったような技術のことになります。それにおいては最適資材を見極めたり、計画を立て、それに基づいた栽培を行い収穫をし、分析をし、また次の栽培につなげるという、そういったPDCAサイクルをしっかりと回せるかどうか、そのような技術力は、これは確かに右にいけばいくほど、つまり規模拡大が進めば進むほど、その重要性が増してくるという形になります。なぜなら、例えば10アール当たりの収穫量が1袋30キロ違っただけですと、我々のような100町歩を超えるようなところだと、500俵変わってきます。同じことをして、同じ資材を入れたとしても、最適な栽培ができなければ、同じ投資額にもかかわらず600万ぐらい収入が変わってくるという形になります。つまりこれは非常に経営上で重要なところ、根底にあるという形であります。

次に、ある程度規模拡大が進む、20ヘクタール前後になりますと、今度はしくみ力であったり人財力ということが重要になります。つまり少ない人数で回していたところが、ある程度の人数が必要になる。殊更、家族経営からいわゆる外部の人間、家族以外の方々を入れて法人的な経営に今度フェーズが移っていくという形になってきます。そのようなことをしていくことによって、労務管理、資金調達、作業管理、コスト管理等、このような仕組みを作らざるを得なくなってくるという形になります。

更には、今ほど申し上げたように、採用ということ等をしていかなければならなくなりますので、その人事採用をどうするのか、採用した人たちをどう評価をしつつ育成していくのかということ、こういったシステム全般を作り出す必要が出てくるという形になります。

これただ私、20ヘクタールから100ヘクタールぐらいのところ随分大きく枠を持たせていますが、これはなぜかという、平場の部分と中山間地では同じ面積でも経営に必要な人数が変わってくるということがあるためです。ですから、一概に20ヘクタールは何

人ということは言えないというのは、そのためになります。ですので、幅を持たせた中でこういったシステムの構築は、平場であれば随分規模が大きくなってからかもしれませんし、つまり人が少なくてもできるということです。中山間であればより早い段階で必要になるという形になってくるといいう形になります。ただ、これもまず仕組みを作っただけでは今度は駄目で、それはまた規模が大きくなればなるほど、更なる仕組みの改善とかということが必要になってくるといいう形になります。

更にはこれよりまた規模が大きくなっていくと、今度は赤いところの構想力です。販路をどう拡大させていくのかとか、自社のブランドをどう確立するのかということも重要になってきます。つまり100ヘクタールを超えると1万俵を超えるお米をしっかりと自社で販売をする、若しくはJAさんに出すにしても、求められるものを作っていかなければならないというようなことが起こってくるという形になります。

そして、更には今後必要となるもっと大きなところ、200ヘクタールから超えてくるとなると、今度は運営力と言われるような、その農場で働く人たちがこの会社のために働きたいというような求心力の維持。そして、大人数をいかに効率的に回していくのかという組織運営が必要になってくるといいうように考えられます。

つまりこのように一言で大規模と申し上げても、その規模によって必要とされる能力も変わってきますし、その規模拡大に伴った必要な能力というものを適切に経営者が理解し、周りはそれに対するフォローをしつつということをファイナンスだけではなく、制度面等からサポートしていくということの重要性があるということが、この図からもお分かりいただけるのではないかなというように感じております。

ちなみに、我が社はこれをゼロから私が新規就農からやってきたわけですので、変な言い方ですが、うまくいくことの方が少なく、数々の失敗、非常に多く繰り返しながらこういうことをしてきているという形になります。ただ、我々は先に皆様より大きく、ほかの農業者の方々より大きくしてきたことができたのでこういうことになっていますが、今後大きくなって来られる方々は我々と同じような轍を踏んではならないというふうに考えています。それをちゃんと全体としてフォローしていく必要があるということをもっと念頭に置いて、次からのスライドを御覧いただければと思います。

次、お願いします。そうすると、今ほどのところを念頭に置いていただきながら、大規模化に伴い顕在化する農業者の課題って何なんだろうということになります。先ほどもありましたが、しくみ力というところにも資金調達というのがございました。やはり、よく

これ公庫さんなんかもおっしゃられると思うんですが、10町歩規模拡大すると運転資金で1,000万円必要になります。それは必ず先にどんどん大きくなるということです。これも毎年10町歩増えるということで平均的にいくわけではないと思われます。本当に今後どんどん離農される方々が増えてくれば、今度は20町歩増える年もあれば、場合によっては40町歩増えるなんていうこともあるかと思います。その度に資金の金額は大きくなる。更には、今回のコロナのように予期せぬ米価の下落等ということも起こります。つまりここで成長痛を伴うということになってきます。いかに経営者が将来を見据え経営をしていたとしても、短期的な決算の良し悪しだけでなく、様々な状況等によって変わってくるということになります。つまりファイナンスする側としては、その地域における農場の規模拡大の可能性とかを見て将来性・事業性を見て判断するという必要性がより増してきているだろうというように考えられます。これは事業性評価融資、既に行われていますが、それだけではなく、昨今うたわれている事業成長担保権とかということも、今後は特に水稻のような大規模化が求められているところには導入するという必要が出てくるだろうというふうに考えています。

また、こういった我々のような水稻の生産法人にとって、特に日本政策金融公庫の存在というのは重要です。借りていないところはないんじゃないかと言われるぐらいです。ただし、これに関してもやはり必要額というのは規模拡大とともに大きくなってきます。そして、どうしても金融機関の枠というものが決められてきてしまいます。そうすると、支店の審査だけでは難しく本店の審査というふうに移るときに、これが必ずしも一律に本店に審査が移行されるという形ではありません。どうしても担当者や支店の意向という形で反映されることが出てきてしまいます。ですので、そういったようなことをよく考慮する何らかの仕組み作りということが必要になるというように考えています。

また、全国でもいろんなところで農場を展開する方々、特に畜産、酪農等も出てきておりますが、そういったようなところも含め、グループ化が進んでいけばいくほどグループファイナンスというふうな形が必要になってくるだろうというように思っています。

ただ、ここまで今、申し上げたのはデットのお話です。一方で、デットが膨らんでいけば膨らんでいくほどB/Sを見たときに今度は随分見栄えが悪くなるという形になります。そうすることでエクイティの調達ということも必要になってきます。既に現在、アグリビジネス投資育成株式会社さんの方でエクイティの調達ができるような仕組みというふうな形も作っていただいておりますが、そういったところもどんどん今後増やしていただき、中

長期的な視点で、先ほども申し上げたような事業性等を考えた中での進め方ということをしていただく必要が出てくるだろうというふうに考えています。

また、これに絡み、ここには記載しておりませんが、資本金劣後ローンなんかもどんどん出てきておりますが、残念ながら非常に利率が高いということで、公庫のスーパーL資金等と比べたときに、そのメリットを見いだしにくいということもあるかと思います。そういったようなところも含めて、トータルでのエクイティとデットというところでのファイナンスでのフォローということが必要になるというように考えます。

ただ、このように金額が大きくなればなるほど、資金を出す方も不安になられるというように思いますので、こういった農業者の成長を促すようなファイナンスサイドからのコンサルティングだったり、ハンズオン支援ということを考えるという必要も出てくるかなというふうに思っています。

次、お願いします。そうはいうものの、先ほどの図でもお見せしたように、まず農業経営者がスキルの習得をするということが非常に重要だろうというふうに思います。実はもう生産者ということは、やはり栽培に関する面では非常にプロフェッショナルだろうというふうに思います。ただ、中小規模の経営をしているとか、あとは私もそうですが、農業を非常に長くやっていると大規模の会社で働いている等の経験がありませんので、そうすると経営というところに関する経験がない方々がほとんどだろうというふうに思います。でも、これは周りでフォローしていないわけではなく、机上で学ぶ機会というものがたくさんあります。ただ、残念ながらやはり机上でしかないということです。実務に基づいたサポート体制が構築されるということも重要だろうというふうに思います。普及員さん、営農指導員さんというのも非常に栽培のフォローという面では重要です。ただ、昔のように、そのような普及員さんや営農指導員さん自身も栽培に関わっているということが今はありません。ほとんどないと言ってもいいかと思います。ましてや大規模の経営体の中に身を置いているというわけでもありませんので、栽培以外のところに関しての指導がなかなか困難であるだろうというふうに思います。よって、農業者の言葉で語れて、かつ現場に即したコンサルティングというものが、その重要度が増えていくだろうというふうに思っています。

専門のコンサルタントだけではなく、先ほども申し上げたようなファイナンスの面からもコンサルティングをして成長を促す等、そういったようなところを高度でかつトータルなサポートをするという仕組みが必要になるだろうというふうに考えています。

次、お願いします。そして、これは今、顕著になってきている労働力の確保です。先ほどの江川先生の中でもありましたが、やはり人口がどんどん減って行って、労働力というものがどんどん減少しています。特に給与面では他産業には残念ながら太刀打ちはできません。もし、そういったようなことができたとしても、結局のところ国内での労働力の奪い合いになるので、根本的な解決にはなりません。ただ、農業という短期的な、本当に狭いところだけを見るのであれば、農業生産法人に就職している人なんかには基礎控除を増やすとか、例えばそんなことがインセンティブがあると、ひょっとしたら増えるかもしれません。でも、これも繰り返しになりますが、ただこれをして根本的な解決ではありません。よって、今のところあまり労働力として捉えられていない定年退職後の方々をいかに農業に引っ張るかとか、そのことをするためのマッチングだったり、農業法人への労働環境の整備等の支援等、そのようなことを考える必要があるのではなかろうかなというふうに思っています。

そして、外国人の研修・実習制度、これは既にありますが、それだけではなく、やはり労働力として働いていただけるような外国人労働者の受入れであったり、既に今、滞在されている家族滞在の外国人の労働時間枠の拡大、これが28時間しかありませんので、これが週40時間等になれば、こちらとしても労働力として随分あてにできるようになるのではなかろうかというように考えています。既にあるものを工夫する等して、多面的な制度の見直しや構築を行う必要があるだろうというふうに考えています。

次、お願いします。そして、これは最後になりますが、やはりお米、我々も作っている、いろんな農業者の方も作っておられますが、やはりお米の食べ方自体も変わっているかというふうに思います。既にお米を食べる量も減っているということは事実です。自身の作りやすい品種とか作りたい品種だけを栽培するということでは、大規模になればなるほど、それを売ることが困難になってくるというふうに思います。ただ、JAに出せるじゃないかという議論もありますが、JAさんに出した先で今度は売ることができなくなってくる。つまりマクロで考えると、余ることが起きてきます。つまり我々は何をしなければいけないかというと、求められる米を作るという必要性があるということになってきます。

ただ、今これは米ということでお話を申し上げましたが、残念ながら米の需要も減っていきます。そうすると、米以外の選択肢も考えなければなりません。今のようとうもろこしや麦とか海外から輸入が困難になってくるということであれば、我々農業者は水田と

いうことを水田として考えるだけでなく、農地という資産と考える、そのような意識改革をして水稲だけにとらわれることなく、麦やとうもろこし等、求められる作物を作ることが必要になってくるだろうというふうに考えています。ただ、その場合も180度近い水田作物から畑作物への転換となります。そういったところに対する技術面や資金面のフォローというか、そのような形のをしなければならないというふうに思いますし、とはいえ今までの制度のように、20町歩何年間で拡大するので補助金を出しますという形ではなく、まず一步目を踏み出しやすくする。機械等を貸し出すとか、それをいろんな人に共有する形で使ってまずみるとか、そのような形での多面的な支援体制の構築が必要になるのではなかろうかなというふうに考えています。

私からは以上となります。ありがとうございました。

○中嶋部会長 丸田様、どうもありがとうございました。

以上、事務局、江川様、丸田様から御説明いただきましたが、それを踏まえて委員の皆様から御発言をお願いしたいと存じます。時間の都合上、恐縮ですが、お一人3分程度で御発言ください。なお、本日御欠席の寺川委員、二村委員、吉高委員からは事前に御意見を頂いております。配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様全員から御発言を頂きたいと思っておりますが、特段順番は指定しませんので、御希望の方から挙手をお願いいたします。それでは、山浦委員から御発言いただきたいと思います。

○山浦委員 様々説明ありがとうございます。4Hクラブの山浦です。

最初に手を挙げさせてもらったものの、いろいろ、本当にたくさんの課題がありまして、ちょっと意見がまとまらない部分もありますけれども、我々は4Hクラブという若手農家の団体として、私自身も現場にいる者として様々な意見であったりとか、私自身の会社も法人化であったり、その中で外国人技能実習生がいたり、たくさんの高齢者を雇っていたりと、様々な角度から見させてもらっておりました。

そんな中で、全国の農家の代表という立場もさせてもらっているのも、担い手の問題ということも含めて様々な課題が、個人としての農家さんの意見と、やっぱり日本農業の全体としての意見というのは、やはり少し違いというか、差異はあるのではないかなと思っております。個人としてはもちろん自社の営農であったりとか、個人の農業を守るということを前提と考えますけれども、全体感として客観的に見たときには、それが何を守るためにこの議論をやっているのかと考えると、これは個人とはまた違った目線にどうしても

ならざるを得ないと思っております。

それを前提としてお話しさせてもらったときに、前々から私の方からでも幾つか言わせてもらっていますけれども、やっぱり我々はこの議論の中で何を本当に守っていくのか、明確な目的にしていけるのかというのは本当にクリアにしていかなきゃいけないなと。今日の話でも法人、人材、圃場の確保であったりとかある中で、過去で言うと食料であったりとか、今後補助金等、様々話していくとは思いますが、本当に守らなきゃいけないのは何なのか、食料じゃなかったのか、極端な話、担い手がどんどん減っていても食料さえ確保していれば、日本の食料安全保障という問題に関しては問題でなくなる等もあるかなと思っております。

個人農家としては補助金等で、若しくは法人にしてもそうなんですけれども、農家を助けていただけるというのは大変有難いものではあるんですけれども、それと同時にこの時代、本当に農家は守られているかと我々としても思っている中で、客観的に見たときに、農業自体を農家を守ることで、逆に言えば、農家の、例えば進化圧、進化せざるを得ない、学び成長せざるを得ないという状況を後に回していくことで、逆に農業を衰退させるという面もあるかなと思います。それは違った面で見ると、外国人が日本にたくさん来られている、これは日本の農業の中では、我々特に薬物の農家ですので特に感じるんですけれども、彼らなしでは日本の薬物農家は回らないような状況にあると思います。ただ、それも同じような意味で、彼らがいることで我々が本当は発展できたであろう、若しくは悩み苦勞し、そこを乗り越えるべきだった努力ができたであろう、その苦しい状況を後に持っていくことで我々の進化、若しくはテクノロジーの発展が抑えられた、後れてきたという面もあるかなと思います。

今後外国人制度もどんどん緩和されていって技能実習制度も特定技能に集約されるんじゃないかなという話であるかなと思いますけれども、その辺、大きな目的として、我々本当の意味での目的、人材確保なのか、畑をただ守っていくのか、最終的にはやっぱり食料なのかという部分を明確にしていってもらえればかなと思います。

最後、具体的な例として、我々本当に困っている部分として一つ言わせてもらいますと、弊社、ハウレンソウを栽培している中で、農繁期になりますと地域の高齢者、大体平均年齢65歳から70歳、一番高い年齢だと85歳オーバーの方も数名おられるような方々を雇用して、パートですけれども期間雇用として働いてもらっております。その中で平均毎年60名から70名の高齢者を中心としたパートさんを雇っているんですけれども、最近の

賃上げというか、最低賃金の上昇が我々のキャッシュをかなりえぐっていつているという中で、ちょっと、賃上げとして実際一般の労働者としては大変有難い部分はあったりもするんですけども、例えば労働ができる年齢の一番下から本当にぎりぎりと言ってはあれですけども、80代、90代でまだ元気な方で雇用ができるという中で、その彼らが皆さんが一律同じ最低賃金というのはいかがなものかと。本当に今後、今日の話でもありましたけれども、労働者として高齢者は今後日本にはとても必要な、重要な労働者として必要ではあるものの、やっぱり高齢化する中で運動能力というか、判断であるとかというのは変わってくるので、それを含めて、農水省だけの問題ではないと思いますけれども、日本全体としてそれを含めて農業というのを見て様々判断していつてほしいなという思いがあります。

私からは以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは次、中家委員、清原委員、齋藤委員の順で御発言ください。

○中家委員　説明、また報告ありがとうございます。私から多様な経営体の位置付けなり役割、また育成とか確保について申し上げたいと思います。

資料の8ページの2段落目に「認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営によって、農業生産や農地といった基盤を維持することにはっきりとした効果が認められる」という記述がございます。認定農業者が重要な役割を果たしている、これはもちろんだとおっておりますが、現行法が認定農業者などの担い手に偏ったものとなっているんじゃないかという、そういう思いもしております。人口減少なり、あるいは高齢化が深刻化する中で、こうした経営体のみで生産の大宗を担うということができない状況になっているんじゃないかなとおっております。先の人・農地プランの法制化に当たりまして、こうした状況を踏まえて中小なり家族経営などの多様な経営体も位置付けられたものとおっております。したがって、基本法の見直しにあたっては、多様な経営体の位置付け、あるいは役割なり、あるいはその育成なり確保なり、そのことを明記すべきじゃないかなとおっております。

それから、親元就農を含む新規就農者や雇用就業者などの育成なり研修、更には事業承継なり、また農作業受託組織、我々は「農業サービス事業体」といつておりますが、そのような組織の育成促進に係る記載が必要じゃないかなとおっております。

以上であります。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは清原委員、お願いいたします。

○清原委員 今日御報告を聞いていまして、大規模化した経営が各地の農地の耕作の担い手となっているということがよく分かりました。非常に重要なことです。ただし同時に、もしそういった経営体が立ち行かなくなってしまったような場合には、集積された農地とか、その地域全体に重大な影響が出るというリスクもあるんだということが考えられると思います。そういったことを引き起こさないために、今日の丸田さんから報告があったような様々な施策が取られるべきだと思います。同時に、農水省の資料の25ページだと思うんですが、こちら見ていただきますと、例えば大規模や法人化した経営であっても売上高の減少に対しては耐性が弱いといったようなことが、今日紹介されています。他産業と比較しておられるので、これは重要なことだと思うんですが、これが農業という産業の特徴というふうに考え、そう考えますと、今日紹介いただいたような施策も必要です。一つ触れられなかったことが、やはり適正な価格で生産物が取引されることの重要性、これは個人の経営にとっても、法人の経営にとっても重要なことだというふうに思います。

それから、こちら丸田さんの報告を見ておりまして、大規模化していく経緯というのがよく分かったと思うんです。法人化したり大規模な経営になっていくということが品目によってもエリアによっても適した形態が違っているはずで、最も効率的になる企業の形態というのは、その場面場面で異なってくると思いますので、先ほどのコメントにもありましたように、多様な担い手の姿とか経営体の姿を維持できるようにしていただければというふうに思いました。

江川さんの報告を聞いておりますと、私が住んでおります西日本では、本当に農業がなくなってしまうんじゃないかと思うような心配もしておりますが、岡山県などの果樹の経営などを見ておりますと、個人であっても非常に高い収益性を上げている。特に法人化していなくてもそういうことができる。それはエリアとか作目に合った企業形態を取っているからだと思うんです。ですから、そういったこと、多様な主体がいるべきだということを最後に申し上げたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

次、齋藤委員、その後、柚木委員、香坂委員の順番でお願いいたします。

○齋藤委員 齋藤でございます。

農水省の説明、大変客観的にこの20年間、どういう動きで農業が発展してきたか詳細

に分かる資料でした。それから、江川先生からは、センサスの数字をこれまた客観的に分析していただいて分かりやすい資料となっていたと思いますし、丸田さんの報告については本当に現場、正にこのとおりだと思います。

私の方からも意見を一つ言わせてもらいますと、今、田んぼがどんどん、現場で特に水田経営の方ですけれども、辞めるという判断をした農業者がいっぱいいます。個人、法人のある程度規模の大きい方にどんどん今、その土地が寄ってきている状況なんですけれども、今、話題にもありましたとおり、販売価格が低迷しているほかに、コストがどんどん上がっているものですから、それを担う本当の担い手さんが経営の拡大に躊躇している姿が見受けられます。一つは機械がどんどん高額になって買えなくなっていること、それから肥料、資材の入手が本当に困難になってきたと。更に作業所を建てようと思っている人がいっぱい今現場でいるんですけれども、建てられないんです。建築単価が高いというのももう一つなんですけれども、都市計画法、全部網掛けられていまして、接道許可がないと新築、増築できないようになっていまして、乾燥調整施設の建築がままならなくなっておりまして、全く更地に農道があるところに移転しないともう無理ということで億単位なんです。2億の見積書とかというのが今、出ている最中なので、そうすると本当に田んぼを増やしていいものだろうかという、そういう不安があって、今、なかなか大規模化に躊躇している法人さん、それから大規模法人が今、出てきているという現実だと思いますので、その辺いろんな法律、緩和していただければ更に拡大しながら成長できる産業だと思います。それから日本の農業者は少なくなっているんじゃなくて、今までが多過ぎたと思います。やはり海外のように少人数で大面積をやる、そういう技術的なアップグレードした栽培方法と、それから規格、ものすごい丁寧な規格による手作業を強いられているこの現実を、何か新しい基本法の中では海外の方の規格やそういう作業性も見据えた改善の方策を是非取っていただければと思います。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは柚木委員、お願いいたします。

○柚木委員　御説明ありがとうございました。私の方からは大きく3点ほど申し上げたいと思います。

一つは担い手の確保の検討に当たっての視点なんですけれども、担い手といっても一つはやはり農業経営者としての担い手をどう確保していくかという視点と、先ほどからお話

のある農業に従事する労働力の確保をどうしていくのかという、この二つの観点で検討を進める必要があるのではないかなというふうに思っております。お話にあったように、かなり雇用型の農業が進んできておりますし、また雇用労働者も農業の場面でも増えてきておりますので、そういう視点が一つ必要ではないかというのが思っているところです。

また、先ほどセンサスの分析で、全国的な農業者の動向等の分析の報告がありましたが、これから現場で、来年から地域計画の策定に入ってくるなかで、都道府県別それから農業地域類型別に主業農家と農業集落との数のバランスがどういうふうになっているかの確認が必要になると思います。2010年のセンサスでの私どもの確認でも中山間地域は相当の県で農業集落の数よりも、主業農家の数が少ないという地域が見受けられ、農業集落の維持そのものが難しくなっているところも出てきております。この点については、農業集落単位でどういうふうな担い手が存在しているのかということを見ていくことが大事だと思っております。

同時に、認定農業者について、6 ページのところで全体の推移は出てきているんですが、これについても年齢的な構造の問題とか地域的にどういうふうな賦存状況になっているのかということも、確認をしておく必要があると思います。

大きい2点目は、農業経営の法人化と、経営基盤の強化ということ。とりわけ、法人経営の基盤の強化というのが大事になってきておりますし、それから法人経営の位置付けが高まれば高まるほど、先ほどもお話がありますように、その経営がなかなか難しくなったようなときの地域の中で相互補完をどういうふうにとっていくのかと。その法人がなくなると、その地域の農地の利用そのものがうまくいかなくなるというふうな事態も想定されるわけですので、その辺をどういうふうにもリスクヘッジしていくのかというようなことも考えておく必要があると思います。併せて、中山間地域における集落営農のありようなり、その法人化と地域で果たす役割、さらに、組織の継続性ということについても検討を加える必要があると思っています。

最後になりますけれども、労働力の関係で、農水省の資料の中にもありましたけれども、季節性のある農業ですので、一般の企業と同じような労働の形態というのは難しいところがあります。今、現場の方では変形労働時間を採用しての取組がかなり多くなっております。それによって有給休暇、先ほど資料にもありましたけれども、かなり確保の割合が高いわけですから、そういう特徴をもう少しアピールしながら雇用を進めていくということも考えていく必要があると思っております。

外国人の技能実習制度・特定技能制度については、これから具体的な検討も始まるようでございますけれども、技能実習制度と特定技能制度、これを連結、連動させながらやっていくということが今の農業の現場の実態には即しているというふうに思います。全体の外国人材の方のキャリア形成も含めて、定着のための対策を講じていくことが大事だと思っています。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

続いて香坂委員、その後、大橋委員、高槻委員、茂原委員に御発言いただきたいと思います。

○香坂委員 本日の議論、若い人や海外の方に選ばれるためにはどうしたらいいのかという議論なのかなと思います。さらに海外の方については観光で来ていただくと買ってもらいと、両方からの面があるのかなと思います。その上で、法人の位置付けを法の中で議論するという事は非常に大事なポイントかなと思います。

本日御欠席の委員の方々からも、寺川委員であれば、儲かるということが大事だろうし、他の委員からはグリーンであったりSDGsであったりということがそういったところで大事になってくるのではないかなという御意見もございます。

その中で1点、「安全」ということも大事なのかなということは考えております。農業と林業もなんですけれども、実は工事現場より安全ではなく、残念ながら危ないという現実もあるかなと思います。そういったところの改善は、やはり地道ですけれども大事なポイントかなと思います。

SDGsとかグリーンの方で環境配慮とかそういったところをやっていく中で、マーケットインで求められるお米を作るという丸田様のお話があったかなと思います。そういったものを求めているのが国内と合わせて、海外でも当然求められるところが出てくるんだろうというふうに考えております。恐らくグリーンなものとの相乗効果も高いんだろうというふうに考えております。ですので、若い人で新規就農の方の意向ですとか、そう簡単に農地へのアクセスとか、いろいろな課題があるのは重々承知ですけれども、グリーンなところと求められるもの、儲かるもの、これが一致していくものをどう作っていくのかということが非常に大事ではなかろうかというふうに思いました。

私、個人的な話なんですけど、金沢と名古屋と仙台におりましたので、そこでの経験をお話しさせていただくと、能登でスギヨファームさんとかまぼこの会社が農業に進出さ

れまして、どういったところから土地を借りていたかという、年代的にはやっぱり年が
いっていらっしゃる方はなかなか最初は難しい反応が多いということで、割と年代的には
中ぐらいの方からお話をされたというような話を聞いたりしております。

もう一点、丸田様のグラフとの比較で申し上げたいと思ったのは、逆にスギヨファーム
さんは母体がかまぼこの会社なので農業は素人として入って行って、個人の方からやり方
を教わったとおっしゃっていたんです。なので、今日の議論ですと個人と企業がやや対立
的に捉えられている面もあるのですけれども、地域社会というところで見えていくと、結構
ノウハウの受入先ですとか、続けるのが難しくなっている方の知識を受け入れる先として、
そういった企業ですとか団体の存在というのも大きいのではないかなということは、ちょ
っと感じたところでございます。

もう一点、法人や県の計らいでやっていたことのもう一つが、ある地名が付いていたは
と麦のブランドについて、当初はそんなに広くないエリアだったんですけれども、水田か
らはと麦に替えていくなかで、もうちょっと広域のエリアの地名にしていって、みんなで
出していくようなことができないだろうかというような動きもありました。法人だからで
きた、できないという話じゃないんですけれども、その辺りも関わってくると面白いかな
と思いました。

あと、大手流通の方がファームとして参入されたときに、プラットフォームで使われて
いたITの企業さんが撤退しちゃったみたいな話もあったりして、その辺の御苦労もいろ
いろあって、いろんな形で事業承継とか起業とかそういうのを支援すると同時に、そうい
う情報のプラットフォームみたいなところが撤退したり混乱がないようにいろいろ調整し
ていくということも大事じゃないかなと思いました。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは大橋先生、お願いします。

○大橋委員 ありがとうございます。

本日の事務局の資料も、また江川先生の資料もエビデンスに基づいたデータをしっかり
示していただいた資料ということで大変参考になったところです。また、丸田様の経営感
覚も大変勉強になりました。ありがとうございます。

本日の事務局資料の年齢構成にあるような、70代を頂点とする曲線は、なかなか他産
業で見ることができない図なのではないかと思います。やや大胆に表現すると、相当に危

機的な状況だというふうに思います。産業として生き残るために、現状の延長線上で大丈夫なのか。あるいはそれを更に超えるようなよほどの取組が求められるのではないか。そうした強い覚悟と認識をまず関係者が持つ必要がないのだろうかというふうに思っています。

その中で、働き方改革について、特に若い人、担い手を確保する上でしっかり考える必要があるというふうに思います。その昔、農業と補完的な労働関係にあった建設業を参考にすると、今、建設業も同じような状況に陥っているのかなということで、本日事務局資料にもアンケート調査いただいています。週休2日、あと社会保険の付与というのは、これは必須だということで、今、中小も含めて建設業界は頑張っているんだと思います。こうしたところを、今後農業の世界でどういうふうに考えていくのかということは、相当重要な要素として考えていくべきことではないかなと思います。

以上です。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは高槻委員、お願いいたします。

○高槻委員 江川様と丸田様、ありがとうございます。いろいろ参考になりました。

特に丸田様がおっしゃっておられた求められる米、もはや水田だけではなく、それが更に畑に転用ということも考えられると、求められる作物という話がありました。これはつまり、需要に応じた生産ということを考えなければならないという御指摘であります。その需要なんです、もちろん内需が米の食料確保という意味では一番大事な岩盤でございますけれども、しかし、日本の作物というのは海外でも高い価値を認められているわけで、需要には外需もあると思います。そうやって考えると、今日の議論、全般的に農地という一つのワードでまとめておられるんですが、農地に差異があるのではないかと。もちろん細かい差異ということではなく、例えば特級水田、1級水田、普通水田とか、特級農地、1級農地、普通農地ぐらいの色分け、それに応じた様々な施策というのを考えるということが限られたリソースをどう配分するかという観点においても意味があるんだろうと思いますし、ファイナンスをする場合にも恐らく意味があるだろうと思います。

それから、生産というところについても実は食べ物としての食物だけではなく、近年では、カーボンのクレジットという新しい価値が生まれています。このカーボンのクレジットは農地においても生じるわけでございまして、その観点でも農地による色分けというのが起きているのかなということでもあります。その辺りの議論が抜けているのではないかなというふう

に思います。

それから、担い手の減少、国民の人口減に伴う担い手の減少の問題も、一つの解決策としてはテクノロジーによる解決策があると思います。ただし、農業というものの特徴としては、いわゆる植物工場、プラントのようなところでなければ、実環境でやると、通常日本で栽培される作物というのは年に1回収穫されると。つまり、これは年に1回しか実験のトライアルができないということになると思います。したがって、その従事者が減少するというのをテクノロジーで解決する場合も、技術開発というのは非常に長い時間が掛かると思われます。ということは、それを支えるリスクマネーの供与の仕組みというのかなり長い目線で対応できる仕組みを用意しなければいけないということで、その辺りもまだまだ政策的にサポートしていくべき領域なのではないかというふうに思います。

私からは以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。続きまして茂原委員、お願いいたします。

○茂原委員　大変お世話になっております。よろしくお願いいたします。

今、私どもの町、どこでもそうかもしれませんが、農家は非常に農業資材といいますか、肥料ですとか農薬ですとか燃料ですとか、畜産農家では餌の飼料などの高騰の中で、生産すればするほど赤字になってしまうと言われていたような現状であります。その中でありますけれども、後継者、いわゆる担い手の確保というのは、今の状況の前から町村にとっては今でも今後も非常に大きな課題だというふうに思っておるところであります。正にその担い手の確保は、農業を持続させ食料を供給する上で最も重要な課題でありまして、今回の議論の目的は食料安全保障問題を一つの契機として、国内の農業生産をいかに高めるか。その意味で国内に存在する農業生産体制をいわゆる総動員する必要があるのではないかなというふうに考えているところであります。

そのためには、話にもありましたけれども、農業の規模の拡大や法人化などによる効率化を目指すと同時に、私はいつも言うんですけれども、小規模な農業や自給的農家の生産意欲も高めるような工夫も必要ではないかなというふうに思っています。儲かる農業とよく言いますが、農家の手取りをいかに増やすかということが重要であって、せっかく就農しても農業で食べていけないということになれば、担い手の確保にもかなり影響してしまうような状況でありますので、今回のような食料安全保障という大きな課題に応えるためには、農家所得の向上に向けた、いわゆる大胆な政策が必要ではないかなというふうに思っております。

また、中山間の農業では、地域の農業振興政策といいますか、それが必要であって、こんなときだからこそ、国民の合意も得やすいタイミングなのではないかなというふうに思っています。

そのような中で、農業はやっぱり農業が有する多面的な機能がいっぱいあるわけでありますから、そういう理解を求めて農業振興がこれから図られる、そのことが大切だろうなというふうに期待をしているところであります。

以上です。

○中嶋部会長 どうもありがとうございました。それでは三輪委員、お願いいたします。

○三輪委員 三輪でございます。御説明ありがとうございました。

先ほどから各委員が御言及いただいているように、日本の農業を支えていく人材が変わっていく中で、法人としての役割と家族経営、個人経営の方の役割というのが、よりはっきりと位置付けていくことが必要なのかなというふうに思っております。儲かる農業であったり、それに伴う食料安保であったり、輸出の拡大若しくはみどりの食料システム戦略のような環境への配慮といったところについては、やはり一定の体力があり、若しくはいろんなノウハウを持っている法人の方々が中核となって進めていく形になるかと思えます。

特に先ほどお話しいただいたように、今から20年後というところを見据えると、今の50代までの方々が、そのときの主軸になっていかれると。その方々が今どういう形で農業をやれるのか、今後どうやって増えていくのかという形になりますと、やはり多大なリスクを抱えて、就農したときから大きな借金をしていきなり始めるというような時代ではないと思いますし、これだけ働き方改革が言われている中で、農家をやるときは休みがないんだとか、家から離れられないんだということが今から20年後の世界で通じるかという、なかなか難しいのかなと正直思います。

そんな中でいくと、今の若手の方が農業に夢を持って非常にモチベーション高く参画していただくためには、やはり法人経営でやっていけるところをより拡大していく。逆にそういうような法人がない地域については、そういうところを育成していくということも重要なのかなというふうに思っております。

一方で、個人農家の方、最近では半農半Xとか二拠点居住の方、若しくは農的關係人口の方々、そのような方々が担っていただく部分って当然あると思いますし、特に農村社会ということで考えますと、そこに住んでいる、若しくは関係する人口を維持するということもありますので、この二つはやはり今までどちらかという、均一的に政策的にも支

援も行われてきましたが、はっきり分けていく必要があるのかなと。どちらが大事ではなくて両方大事なんです、全てくまなく儲かる農業を目指していくというふうなところと位置付けが変わってくるのかなというふうに思っております。その中で誰が農業のどの機能を担うのかということを、この基本法の見直しの中では明確にしていければ、20年後の食料供給であったり農村社会というところが、一定の活気を持ったまま維持できるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは合瀬委員、お願いします。

○合瀬委員 江川先生、丸田さん、お話ありがとうございます。

私ども日本農業経営大学校という農業教育をやっている団体からしますと、丸田さんのおっしゃった成長ステージに合わせた教育の重要性というのは極めて重要だと認識しています。現在私共も含めて大学や県農大などいろんな農業の教育機関がありますけれども、ほとんどは就農前の学生を対象とした学校です。ところが、経営展開という概念を考えてみますと、ある程度生産基盤がしっかりした上で、その後どう展開していくかというときに必要な学問であり、そのことを考えると、就農前の学生に経営の勉強をさせるというのはなかなか難しいと感じています。むしろある程度実際に農業をやっていらっしゃる方が経営の勉強をどうやっていくかということが今後は重要なんだろうと思います。その意味からいいますと、我々もこれまで就農前の学生を対象とした教育をやってきたんですけれども、今後はオンラインを活用しまして、実際に農業をやっていらっしゃる方に経営の勉強をしてもらう、そうした機会を事業を来年からやりますけれども、その必要性がますます高まってきたのかなという感じがします。

二つ目は農業人材をどう集めてくるかということだと思います。実家が農業で農業を継ぐという人たちはたくさんいるわけですが、それと共にやっぱりある程度活力ある産業というのは、いろんな人が外部からいろんなアイデアを持って参入してくるということが重要でありまして、いろんな人たちがいろんなチャレンジをできるような環境にしていかないと、農業もどんどん先細りしていくと危惧しています。

そういう意味では、農地というのをいかにみんなが使えるようにしていくかということは大変重要だと思うんですが、もう一つ、これは政策的に言うと、私の間違いだったら後で正していただきたいんですが、青年就農給付金というのがありました。これはもともと外から参入してくる人たちに対しての支援制度だったと思うんですが、農家の方から不公

平だみたいな話があって、農家の方ももらえるようになったと。更に言うと、今度はたくさんの方にあげ過ぎたから所得で制限しようという話になって、結局サラリーマン家庭の子弟、親はそれなりに所得がありますから、そういうところから農業に入っていこうとすると、所得がハードルになって、それがもらえないということで、結局最初の目的が全然違うことになっていきました。そういうことから考えると、本当に政策って今重要な、特に人材を確保するために重要な政策って何なのかというのは、もう一回精査した方がいいなという感じがします。

私は以上です。ありがとうございました。

○中嶋部会長　ありがとうございました。それでは上岡委員、お願いいたします。

○上岡委員　今日2人の先生方、それから事務局の方からもいろいろお教えいただいたところで大変僭越ですけれども、後継者をいかに確保するのかというところについては、本当に言うのは簡単ですけれども、先ほどから出ている儲かる農業への転換であろうと思います。丸田先生のお話もありましたけれども、儲かる農業としては大規模化というのが重要であるとすれば、農地集積とか労働環境の整備、ブランド化、販路の拡大や確保、そういったことが大事なんでしょうけれども、やはり規模に応じた費用対効果の高いスマート農業とか、DXを活用するということが引き続き大事なのかなと思っておりますし、働きがいのある産業にしていく必要があるかなと、言うのは簡単なんですけれども、と思っております。

とはいえ、地域によっては農地集積も難しいという中では、小規模、中規模の生産者を持続可能な経営とか地域を守る農業経営ができるようにどう支援していくのかというところも重要なかなと思っております。

また、法人の今後の役割ということが今日は大分議論になっておりますけれども、それをどう位置付けるかというのは、法人が農業生産の大きな役割を担うとすれば、その支援をどうするかということなんでしょうけれども、一括りに法人といいましても、マクロのデータではその実情は分からないわけでありまして、土地利用型なのかそうでないのか、品目ごとにどう違うのか、江川先生の御報告もありましたけれども、法人の規模別の特徴、地域の実情を踏まえた支援というのを検討されるべきかなと思っております。

例えば、品目別では果樹なんかは2ヘクタールほどで家族経営というのが中心であるところもあると思いますけれども、そうした生産者が辞める場合の適切な農業就業者への農地継承がスムーズにできる仕組み作りみたいなことも必要なかなと思っておりま

す。

あと一点、新規就農者をいかに確保するかというところでは、非常に手前みそで申し訳ないんですが、本学にもリカレント教育的なグリーンアカデミーという成人向けの農業の講座がございます。農産物を販売したいとか、それを使って子ども食堂をしたいというような方々が、たくさん地域の役に立ちたいというリタイア世代の方が大変多くいらっしやいまして、そういった方々の活用というか参入していただくとか、農福連携など多様な担い手を組み合わせていくことも必要かなと。それから、女性の農業経営者など多様な参入者が入りやすい仕組み作り、支援の仕方、手厚い支援が必要かなと思っています。

あと最後ですが、後継者は若手の就農者を育てるという意味では、農業高校あるいは農業大学の生徒さんの地域農業でのOJTのような教育というのも必要ではないかなと一方で思っておりますし、長期的な対策としては、やはり幼少の頃からの自然や地域産業に触れる教育、ここは重要ではないかなと思っております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。一通り委員の皆様から御意見を頂戴いたしました。もしよろしければ、江川様、丸田様の方から、今の委員の御発言を受けて何か補足して御説明なり御意見を述べていただければと思うのですが、いかがでございましょうか。

○江川氏 江川でございます。様々な御意見どうもありがとうございました。

私の報告は大規模経営体の形成について焦点を当てた内容でしたが、恐らくそれだけでは日本の農業は構造的にもたないということが数々の委員から指摘がございました。畦畔や農道、農業用水などの管理作業、更に防除作業などは大規模経営体の形成とともに、対処しなければならない課題です。その点では、多様な担い手が大規模経営体と協力関係を築く農業構造を展望する必要があります。そのためには、今後は農林業センサス統計を用いて農業地域類型別の分析や集落分析に取り組んでいきたいと思えます。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、丸田様、よろしいでしょうか。

○丸田氏 非常に皆様の議論に興味深く聞かせていただいたんですが、コンサルタントとして実際の農業者として感じたこととか、中小でできるところがたくさんいらっしやるのであれば、そこはそれでとてもいいと思うんです。そうじゃないところが多分多々あって、そういったところの人たち、先ほど効率的なところである程度でやめた方がいいんじゃないかというお話もあったと思うんですが、残念ながら効率的なところでやめたら受

け手がないので、大きくせざるを得ないという生産者もいらっしゃると思うんです。ということは、今、全体的にお話を聞いていて、営利性の部分と公益性の部分を農業者は持ち合わせていて、それを一緒に議論をしてしまうと非常に混乱を招くのではなかろうかということを、非常に聞いていて感じました。

我々も大きくしたいですかと言われれば、大きくしたいという、そういった生産者の方々、実際にお話をさせていただくことが非常に多いですが、基盤整備するために数百ヘクタール、それをしないと基盤整備できませんということで法人を立ち上げましたというところも実際あるわけで、そのところは果たして営利性を考えていたかという、どちらかという公益性の方を考えていたんじゃないかと思うんです。なので、それを今回のこういった法律という中で考えていく中では、何らかの形で整理しながら話をしないと、非常に儲かるという議論が出てきてみたり、農地を守るという議論が出てきてみたりで非常にごちゃごちゃするなという感じを受けたのが実際のところです。

ただ、これすごくクロスするし、分けられないことも百も承知の上で申し上げていますが、とはいえ整理ということはある程度そういったものだというふうに宣言するのか、若しくは分けるのかというところなのか、そのところは何かどこかで議論していただいた方がよいのではなかろうかというふうに感じました。

非常に生意気なことを申し上げて申し訳ありませんが、私からは以上です。

○中嶋部会長 どうもありがとうございました。それでは農林水産省の方から何か補足や説明がございますか。特に御質問はなかったと思うんですけれども、追加で御発言いただけるならば。それでは杉中さん、お願いします。

○総括審議官 今日、様々な意見が出ましたが、今後の農業・農村の議題の中で取り上げなければならない、1つは需要に応じた生産というのをどう確保するかというのは次回議論する予定でございますし、その後、今日あった生産性の向上みたいな、少ない人数でどうやって効率的に確保するかということと、あと少ない人数だけでできないところをサポートするようなサービス事業体の仕組みみたいなものも議論する必要があると思います。また今日、最後にあった、少数の人間で地域の農業のインフラである水管理であるとか、そういうものをどうやって支えるのかというところも大きな議論としてあるんじゃないかと思いますので、そこは順次議論をしていきたいというふうに思いますので、今後適宜こういった観点の議論が必要というところがあれば、是非御指摘を頂ければというふうに思います。

○中嶋部会長 それでは経営局の方から御発言いただきます。

○経営局長 経営局長でございます。合瀬委員から青年就農給付金の関係でお話がありました。これについて確かに所得制限が一定要件として掛かっているというのは事実でございますけれども、結局この事業の基本的な発想といたしまして、新規で参入される場合にいろいろなリスクを抱えて入ってこられるという中で、そのリスクをいかに低減するかというようなことでの支援策ということで組んでおります。そういった中で、一定の所得制限を要件として掛けさせていただいているということでございますけれども、我々としても当然、多様な人材に新規就農という形で農業の世界に入ってきていただくということは非常に重要でございますので、引き続きどういった支援策というのが一番適切なのかどうか、その内容について、また今後も現場の御意見を伺いながら、我々としても改善できるところは改善していくと、そういった考え方で対応していきたいというふうに考えております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。政務官、お願いいたします。

○藤木政務官 私も農業者の1人でありまして、議員になるまでは地域でJAの組合長を務めておりました。

今日の議論を聞いていてもそうなんですけれども、どちらかというと平場の面積拡大が進められるような地域での今後の在り方の検討が非常に多かったかなと思いますが、やはり全国見ても約4割近い中山間地域、特に中山間地域の中でも棚田のような非常に面積拡大が難しいような地域の農業、これをどう今後維持していくんだという議論も是非この中で行っていただければなというふうに思いました。

○中嶋部会長 ありがとうございます。大事な御指摘だと思います。

大変充実した御議論を頂きました。特にヒアリングの対象者である江川様、丸田様から丁寧な御説明を頂いたことが深い議論につながったと思っております。

本日は担い手若しくは労働の問題が中心でしたが、おのずと土地とのつながりを議論せざるを得ないということで、そこにまで踏み込んで御議論いただいたと思っております。

今、藤木政務官からのお話もありましたけれども、平場だけではなく中山間にも目を向ける必要があるというのは委員の皆さんからも御指摘ありました。多分この担い手、労働の問題は品目、それから農業地帯、場合によっては南北、東西、それによってかなり状況が違ってくるのではないかと思います。今日は限られた時間でしたので、そこまで細かいところは踏み込めなかったかもしれませんが、今後エビデンスに基づいて議論をしていく

ということであれば、一層踏み込んで分析をした上で、今後の展望についての御議論を進めていただきたいと思います。

それから、サービス事業体の役割についても少し触れられて、農水省からも委員からも御指摘がありましたけれども、多分様々なサポートがあって成立している地域の農業の実態もあると思います。作業受委託のデータの紹介は今日はなかったように思うんですけども、それらが今後どのぐらい発展するのか、若しくはそういうものを含めて担い手が活動していくのか。これに関しては、多分スマート農業も含めた新しい技術が適用されていく分野ではないかと思いますので、そういった議論が多分この後の回でも触れていただけるのではないかなと思っています。

それから、大規模法人にはリスクがあるというのは、それはもちろんそうなんです、小規模農家の方もリスクに対してはそれほど強いわけではないと思います。政策があって支えられている部分もあると思いますので、政策の在り方と込みでどの程度脆弱であるのかという辺りも今後エビデンスに基づいた議論をさせていただければと思っています。

最後に、農業統計を見ていて感じることは、農家という視点から経営体という視点にどんどん移ってきているわけなんですけれども、農家の在り方といった辺りも今後もう一度確認をさせていただければと思います。それは生活と生産が密接に結び付いているという産業であるということが地域の問題も含めて考慮しておかなければいけないことだと思っています。例えば北海道などは非常に構造改革が進んで大規模化が進んでいるわけですが、そうすると生活をどうするのかというようなことについて懸念が聞こえてまいりますので、ここら辺も併せて議論していく必要があるかもしれません。

いずれにしても、いろいろまだまだ議論すべきところがあると思いますけれども、今後の議論に引き継いでいきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から次回の御説明を頂きたいと思います。

○政策課長　では、次回の基本法検証部会におきましても有識者ヒアリングを続けたいと考えております。テーマは「需要に応じた生産」を予定しております。日程等の詳細につきましては調整がつき次第、また御連絡させていただきたいと思います。

以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の食料・農業・農村政策審議会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

午後 3 時 3 1 分 閉会